

最近公布した条例のあらまし

公布日 令和5年2月1日

厚木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例	保育課
<ol style="list-style-type: none"> 1 子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、同法を引用している規定を改めるため、所要の措置を講ずることとした（第3条関係）。 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。 	

公布日 令和5年3月27日

厚木市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例	議会総務課
<ol style="list-style-type: none"> 1 押印を求める手続についてその押印を不要とするため、所要の措置を講ずることとした（別記様式（表）関係）。 2 この条例は、公布の日から施行することとした。 	
厚木市立ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	環境事業課
<ol style="list-style-type: none"> 1 再整備中の厚木市ふれあいプラザについて、社会経済情勢の影響による建設資材の納期遅延により、建設工事に係る作業工程を延長する必要性が生じたことから、供用開始日を変更するため、所要の措置を講ずることとした（附則第1項関係）。 2 この条例は、公布の日から施行することとした。 	
厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	行政総務課
<ol style="list-style-type: none"> 1 厚木市文化会館改修PFI事業者選定委員会を廃止するため、所要の措置を講ずることとした（別表関係）。 2 この条例は、公布の日から施行することとした。 3 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例について附属機関の委員に係る規定を削るための改正を行うこととした。 	
厚木市職員定数条例の一部を改正する条例	行政総務課
<ol style="list-style-type: none"> 1 消防通信指令体制の強化等に向けて、消防職員の定数を増員するため、所要の措置を講ずることとした（第2条関係）。 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。 	
厚木市建築関係手数料条例の一部を改正する条例	建築指導課
<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法等の一部改正に伴い、建築物の容積率の特例の認定の申請に対する審査手数料を定めるほか、所要の措置を講ずることとした（別表第1関係、別表第3関係及び別表第4関係）。 2 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。 	
厚木市子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	子育て給付課
<ol style="list-style-type: none"> 1 助成対象の子どもの年齢要件を拡大するため、所要の措置を講ずることとした（第2条関係から第5条関係まで）。 2 この条例は、令和5年10月1日から施行することとした。 	
厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国保年金課
<ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、保険料軽減の基準となる所得金額を引き上げるとともに、出産育児一時金の支給額を引き上げるほか、所要の措置を講ずることとした（第6条関係、第13条関係、第19条関係及び第21条関係）。 	

<p>2 この条例は、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行することとした。</p> <p>3 この条例による改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例によることとした。</p> <p>4 この条例による改正後の第19条第1項第2号及び第3号の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度までの年度分の保険料については、なお従前の例によることとした。</p>	
---	--

公布日 令和5年6月19日

厚木市印鑑条例の一部を改正する条例	市民課
<p>1 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、端末機による印鑑登録証明書の交付に係る申請手続を改めるほか、所要の措置を講ずることとした（第13条関係）。</p> <p>2 この条例は、一部の規定を除き、規則で定める日から施行することとした。</p>	
厚木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	職員課
<p>1 新型コロナウイルス感染症に係る感染症防疫等手当の支給に係る規定を削除することとした（附則第4項関係）。</p> <p>2 この条例は、公布の日から施行することとした。</p> <p>3 改正前の附則第4項の規定に基づき感染症防疫等手当を受けることのできる職員に対する感染症防疫等手当の支給については、なお従前の例によることとした。</p>	
厚木市市税条例の一部を改正する条例	市民税課
<p>1 地方税法等の一部改正に伴い、環境性能に応じて軽自動車税を軽減する特例措置を延長するほか、所要の措置を講ずることとした（第18条関係、第31条関係及び附則第24項から第32項関係まで）。</p> <p>2 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。</p> <p>3 この条例による改正後の第18条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例によることとした。</p> <p>4 この条例による改正後の第31条第1号エの規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例によることとした。</p> <p>5 この条例による改正後の附則第24項から第26項までの規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例によることとした。</p>	
厚木市営体育施設条例の一部を改正する条例	スポーツ推進課
<p>1 厚木市営水泳プールを廃止するため、所要の措置を講ずることとした（第2条関係、第3条関係及び別表関係）。</p> <p>2 この条例は、令和5年9月1日から施行することとした。</p>	
厚木市火災予防条例の一部を改正する条例	予防課
<p>1 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備に係る基準について改めるほか、所要の措置を講ずることとした（第11条の2関係、第23条関係、第33条関係、第34条関係、第34条の2関係、第46条関係及び別表第2関係）。</p>	

<p>2 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。</p> <p>3 第11条の2第1項の改正規定の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の厚木市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によることとした。</p> <p>4 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」とすることとした。</p> <p>5 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、同条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例によることとした。</p>	
<p>厚木市立情報プラザ条例を廃止する条例</p>	<p>情報政策課</p>
<p>1 地域の情報化に寄与するための施設として設置した厚木市情報プラザについて、所期の目的を達成したため、本条例を廃止することとした。</p> <p>2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。</p>	